

新座市告示第 62 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定により地域農業経営基盤強化促進計画を変更しようとするので、同条第6項の規定により、次のとおり公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更の案に関し、利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに新座市に意見書を提出することができる。

令和8年3月10日

新座市長 並 木



1 地域農業経営基盤強化促進計画を変更しようとする地域

- (1) 中野・大和田地区
- (2) 菅沢地区
- (3) 片山地区
- (4) 西堀地区

2 縦覧場所

新座市市民生活部産業振興課

3 縦覧期間

令和8年3月10日から同年3月24日まで

変更理由書

地域計画の変更理由

1 地域計画区域からの除外

地区名	筆数	面積 (㎡)
中野・大和田	2	176.00
菅沢	15	7,521.00
片山	20	11,753.66
西堀	9	9,576.00

上記のうち、70歳以上の農業者の農地面積

地区名	筆数	面積 (㎡)
中野・大和田	0	0.00
菅沢	6	3,768.00
片山	6	4,724.65
西堀	3	4,700.00

2 地域内の農業を担う者の追加

今年度新たに認定農業者になり、目標地図に位置付けることに同意した者を追加する。